文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 鴛海 豊

1 日 時

令和3年12月7日(火) 午後1時00分から 午後3時05分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

鴛海豊、吉村哲彦、三浦正臣、麻生栄作、原田孝司、小嶋秀行、猿渡久子

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

守永信幸、平岩純子

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 岡本天津男、警察本部長 松田哲也 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第112号議案については、可決すべきものと賛成多数をもって決定し、第113号議案 から第115号議案及び第116号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきも のといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第106号議案については、可決すべきものと総務企画委員会に回答することに全会一致をもって決定した。
- (3) 陳情33及び34について質疑を行った。
- (4) 第三次大分県特別支援教育推進計画について、県教育委員会の障がい者雇用について及び 令和4年大分県警察年頭視閲式の開催についてなど、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県内所管事務調査について協議した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班 主任 松井みなみ 政策調査課調査広報班 主任 麻生ちひろ

文教警察委員会次第

日時:令和3年12月7日(火)13:00~

場所:第2委員会室

1 開 会

2 教育委員会関係

13:00~14:15

(1) 付託案件の審査

第112号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について 第113号議案 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について

第114号議案 工事請負契約の変更について

第116号議案 令和3年度大分県一般会計補正予算(第11号)(本委員会関係部分)

- (2) 諸般の報告
 - ①第三次大分県特別支援教育推進計画について
 - ②県教育委員会の障がい者雇用について
 - ③教職員の懲戒処分について
 - ④大分県立佐伯鶴城高校における清掃活動中の転落事故について
- (3) その他

3 警察本部関係 14:15~15:00

(1) 合い議案件の審査(付託委員会:総務企画委員会) 第106号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

(2) 付託案件の審査

第115号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について (土木建築委員会へ合い議)

(3) 付託外案件の審査

陳 情 3.3 テクノロジー犯罪への理解と法整備及び被害者救済について 陳 情 3.4 嫌がらせ犯罪への理解と法整備及び被害者救済について

- (4) 諸般の報告
 - ①令和4年大分県警察年頭視閲式の開催について
 - ②運転免許試験場における試験日程の変更について
- (5) その他

4 協議事項 15:00~15:10

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) 県内調査について
- (3) その他

5 閉 会

別 紙

会議の概要及び結果

鴛海委員長 ただいまから、文教警察委員会を 開きます。

本日は、委員外議員として守永議員、平岩議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた 議案5件、総務企画委員会から合い議があった 議案1件及び陳情2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより 教育委員会関係の審査に入ります。

まず、付託案件の審査を行います。

それでは、第112号議案及び第113号議 案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正 について一括して執行部の説明を求めます。

岡本教育長 初めに私から一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆さまには、日頃から教育行政の推進 に様々な御尽力をいただき、厚くお礼を申し上 げます。

本日は、付託案件4件、諸般の報告4件について説明、報告します。

関係事項はそれぞれ担当課長から御説明します。

山上教育財務課長 委員会資料の1ページを御 覧ください。

第112号議案大分県立学校の設置に関する 条例の一部改正についての国東高校双国校の閉 校について御説明します。

1のこれまでの経緯にあるように、双国校では令和2年度入学者から既に募集を停止しています。現在は、3年生が残るのみで、令和3年度末の卒業をもって閉校とするため、今回条例改正を行うものです。

2の募集停止及び閉校の理由ですが、県立高校の募集停止基準である、2年連続して在籍生徒数が総入学定員の3分の2未満の状態が、平成29年から令和元年まで3年連続で続いたこ

と。また国見、姫島地域の中学校卒業予定者数の状況から、今後の入学者増加の見通しが難しいこと。さらに本校と一体化することで、部活動や専門科目の充実など、さらなる教育環境の整備を図ることから、地元説明会及び常任委員会での説明を行った上で募集停止を決定しました。

3の双国校募集停止後の対応についてですが、まず、令和2年度、双国校総合ビジネス科の発展・継承を図るため、国東高校にビジネスITコースを新設しました。加えて、県内唯一の環境土木科を新設するとともに、国東高校への通学を可能とする交通機関や寄宿舎など、学習環境、生活環境の整備を行ってきました。

4の施行期日は、令和4年4月1日です。

今後とも、双国校が取り組んできた、地域と 連携した学びの継承を図るとともに、国東高校 における教育環境の整備に一層努めます。

次に、第113号議案大分県立学校の設置に 関する条例の一部改正についての県立聾学校の 移転について御説明します。

委員会資料の2ページを御覧ください。

1の改正内容ですが、県立聾学校が盲学校敷 地へ新築移転することに伴い、設置条例中の住 所変更を行うものです。

2の改正理由ですが、左側の背景にあるように、盲学校・聾学校では在籍者数の減少や、施設・設備の老朽化が、大分市内の知的障がい特別支援学校においては、在籍者数の増加による教室不足や、一般就労を目指す生徒の職業教育の充実などの課題がありました。

この課題を解決するため、第三次大分県特別 支援教育推進計画において方針が示され、まず は聾学校校舎の新築移転を行い、その跡地を活 用した特別支援学校の新設に向けて、準備を進 めています。

3の学校の概要については、記載のとおりです

4の施行期日は、令和4年4月1日としてい

ます。聾学校の幼児、児童生徒や保護者、関係 者の皆さまに前もってお知らせするとともに、 移転準備を円滑に進めていきます。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから 質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 双国高校の廃止についての意見ですが、国東でも少子化対策とか移住の取組などを行っている中で、地域に学校がなくなるのは、少子化に拍車をかけるものだと、人口減少対策に取り組んでいる中でそれに矛盾するものだと考えています。

麻生委員 ちょっと質問ですが、議案そのものに対してこれまで随時説明を受けてきていますが、例えば、双国校の閉校とか特別支援学校の移転等基本的な部分で、特別学校だったら特別支援教育推進計画に基づくとか、県立学校の募集停止基準については長期教育計画になるのかとか、原案を提案されるにあたっての議論の中枢について、再度詳しく説明してもらっていいですか。教育委員が議論してそういう計画を上げてきているのか、その基本的な基盤となるプロセスをもう少し詳しく説明してもらっていいでしょうか。

三浦高校教育課長 高等学校の閉校等の部分については、定員の策定を毎年のように行っているのが一つあります。その中で、定員の充足状況等を勘案しながら、慎重に閉校するか議論を教育委員会でしていただいて、そこで決めていく状況です。

友成特別支援教育課長 聾学校の令和4年度の 移転については、第三次特別支援教育推進計画 に基づいています。

麻生委員 具体個別な説明を聞くと、ああなるほどなといつも思いますが、大分県に求められる人材育成という観点から、大分県の長期教育計画の部分で、それぞれの地域の人口動態を踏まえた上で、例えば、国東であれば環境土木科を設置したりとかも、ニーズがあるからということだったと思います。そういったことを県全体、県単位で考えたときに、私学もあるし、公立もある、あるいは国立もある中で総合的な方

向性――こういった分野の人材についてはどの ような形でやっていくのか、これだけの人口減 少社会になる中で、非接触、遠隔という新しい 生活様式の中で、ICT教育とか今までにない 新たな教育手法がある中で、部活動ができない とか、いろんな現実の問題もある中で、それを も超えるような課題抽出とか、解決策とかいう 部分を新しい様式で見出していくしかないです が、そういったことについての議論を本来は教 育委員がちゃんとそういう現場の課題を抽出さ れたものに対して、けんけんがくがくの議論を した上で素案としてここに出してくるという認 識があるけど、何かそういうプロセスが全く見 えないから、一体どうなっているのかなという ことを痛感したので、そのことをまず指摘して おきたいと思います。教育長、何か考えがあれ ば。

岡本教育長 今、御指摘をいただきましたが、 委員の皆さまにこういう形で付託申し上げる前 提として、当然教育委員の皆さまには御相談し、 了解いただいた状態で付託しているという実態 を御承知いただければと思います。

麻生委員 その辺、私が思うに、何かもう少し 議会に対してもこういった論点で、こういった 問題認識の下で、このような議論を教育委員が やっていただいているという報告も随時あると いいかなと。そうすれば、それぞれの地域で暮 らす皆さんの技術とか知恵をどう教育にいかし ていくかという視点から、教育の原点のありよ うが論じられてくるのではないかなと思ってい るので、ぜひそういう意識も持って取組をして いただくようにお願いします。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

第112号議案について、本案は、原案のと おり可決すべきものと決することに御異議あり ませんか。 [「異議あり」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議があるので、挙手により採 決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者举手]

鴛海委員長 挙手多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきも のと決定しました。

次に、第113号議案について、本案は、原 案のとおり可決すべきものと決することに御異 議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第114号議案工事請負契約の変更に ついて執行部の説明を求めます。

山上教育財務課長 第114号議案工事請負契 約の変更について御説明します。

委員会資料の3ページを御覧ください。

予定価格 5 億円以上の工事契約については、 議会の議決に付すべき契約及び特に重要な公の 施設の廃止に関する条例第 2 条により、議会の 議決に付すこととされていることから、本工事 の変更契約締結にあたりお諮りするものです。

当該議案については、令和4年度に開校する さくらの杜高等支援学校新築工事の変更契約で す。

4の変更工事内容ですが、右の写真にあるように、当初推定した水量より試掘の際の水量が多かったことによるポンプ排水からシートパイル工法への変更や、給排水工事を伴う実習室厨房機器の追加、校舎近辺の防火措置等の追加です。

変更後の契約金額は10億3,535万1,900円で7,715万832円の増額です。 工期に変更はありません。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はあり

ませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議がないので、本案は、原案 のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第116号議案令和3年度大分県一般 会計補正予算(第11号)のうち、教育委員会 関係部分について、執行部の説明を求めます。

山上教育財務課長 第116号議案令和3年度 大分県一般会計補正予算(第11号)の教育委 員会所管分について御説明します。

令和3年度補正予算に関する説明書では、4 5ページに記載していますが、説明は文教警察 委員会資料でします。

資料の4ページをお開きください。

表の一番下、二重線で囲んでいますが、教育 委員会の補正予算額は、右から2列目の欄にあ るとおり、766万4千円の増額です。

この結果、補正後の予算総額は、その右の欄にあるように1,134億120万2千円となります。

個別事業の説明については、右のページを御覧ください。新時代の学びを支えるICT活用推進事業です。

I C T を効果的に活用した授業改善を行うため、I C T 教育サポーターを育成するプラットフォームを設置するものです。今年度から人材の確保に着手して、4年度の早期に県立学校にI C T 教育サポーターを派遣します。

なお、4年度末までの委託契約となるため、 債務負担行為8,970万8千円をお願いして います。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから 質疑、御意見等はありませんか。

猿渡委員 ICT教育サポーターが子どもたち に直に接すると聞いています。教育的な観点を 持って、この方たちも子どもたちに接していた 等をどのような形で行うのか教えてください。 神崎教育デジタル改革室長 ICT教育サポーターについては、研修を約1か月間するように

だかないといけないと思うので、その点の研修

ターについては、研修を約1か月間するように しています。当然その採用にあたっても、面接 等、受託業者とともに我々も一緒に面接に入っ た上で、人格とかスキルを見極めていこうと考 えています。

当然学校に合う合わない階層が、例えば県立 学校であれば特別支援学校、小学部から中学部、 高等部とあり、高等学校であれば普通科、商業 科などそれぞれあるので、それぞれに合う方を 派遣していこうと考えているので、そこはしっ かりやっていきたいと思います。

麻生委員 昨日の総理の所信表明演説で、この 学校教育のICTを含め、日本の海にありとあ らゆる海底ケーブルを延ばし、学校現場でも使 えるような、今までと違った新しい教育環境を つくるために努力するということで、3年以内 にそれをやり上げるという表明がありました。 そういったことを受け、先日もこの説明を聞い たときに、結局、委託業者に丸投げなのかと。 発注に際してしっかりした仕様、問題認識を持 って、イメージができる仕様で、具体的にどこ をプラットフォームにするか、拠点をどこに置 くのか、例えばソフトパークなのかとか、いく つか私は問いましたが、全くそれはこれからの ことですということで、まだイメージが湧いて いないですが、そういう部分についてもう少し 詳しくイメージできる説明をしていただければ と思います。

神崎教育デジタル改革室長 このプラットフォームですが、これは場所というより機能としてのプラットフォームです。当然支援員、サポーターの募集とか採用、研修を担いますし、学校と調整した上で、人員を週1回各学校に派遣するので、その辺の日程調整とか、ヘルプデスク業務と言って、電話での操作支援も担うので場所がここにないと悪いということではなく、勤務的には受託者と調整した上で、どこに設置をしてと――当然豊の国ハイパーネットワークを使うので、そことの接続とか、そういった場所

も含め協議して決めることになるかと思います。 麻生委員 私がさきほども申したように、例え ば、ICT教育は体育の授業で使えないのかと か、ボールを使った団体競技とか、そういった 部分にも使えるイメージ戦略と言うか、さきほ ど少子化で高等学校も部活動ができないことも あり得るから閉校になっていますが、これから の新しい時代は、人数が少なくてもそれぞれの 地域でそういうICTを活用しながらいろんな 教育をして、あるときに集まって団体競技とし てもやっていけるぐらいのスキルとかレベルと いったことを求められているのがICT教育と 私はイメージ的に認識しています。それが新し いICT教育という部分になってくるのかなと、 そういった部分までぜひ意識をし、準備して取 り組んでほしいということをお願いしておきま

神崎教育デジタル改革室長 ありがとうございます。正にそういう活用を支援するためにこのサポーターを配置するので、全国の先進的な取組とかを教員に情報提供しながら、どのようにしたらそういった教育ができるかをしっかり支援していきたいと思います。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと決することに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については、原案のとおり可 決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があ るのでこれを許します。

①から④について一括して報告を求めます。 **友成特別支援教育課長** 第三次大分県特別支援 教育推進計画について御報告します。

委員会資料の6ページをお開きください。

11月22日月曜日の県教育委員会会議において、第三次大分県特別支援教育推進計画の今後の方向性について協議を行ったので、その結果を御報告します。

まず、1の計画の期間についてです。現計画の期間は平成30年度から令和4年度までとなっており、基本計画である大分県長期教育計画とは策定時期や計画期間が異なっています。

これについては、県長期教育計画委員会委員 からも、計画期間を合わせることを検討するよ う御意見をいただきました。

そこで、(2)改訂案として、現計画の期間を令和6年度まで延長し、次期計画の開始を県長期教育計画にそろえたいと考えています。

次に、2の別府地区特別支援学校再編計画の 方針についてです。

まず、(1)別府支援学校本校についてです。 現計画では、本校を廃止し、分校である鶴見校、 石垣原校を本校とする計画でしたが、病弱の生 徒の急増を受け、昨年度行ったフォローアップ 委員会から、本校の存続を含め再検討するよう 御意見をいただきました。

そこで、イの改訂案です。別府支援学校本校については、病弱の児童生徒の受皿を確保するため、廃止せずに存続としたいと考えています。また、分校については、併設する病院との連携を進めるため、それぞれの病院を主治医とする児童生徒のうち、本人の希望を踏まえ通学生として受け入れる方向で検討を進めていきたいと考えています。

次に、(2)南石垣支援学校についてです。 現計画では、校舎の建て替え等により十分な広 さのある運動場、体育館を備えた学校へ整備す る予定でしたが、9月に公布された特別支援学 校設置基準に定められた運動場の面積を、現敷 地内で満たすのは困難であることから、同じ別 府市内にある別府羽室台高校跡地へ移転したい と考えています。

特別支援学校の再編整備については、県議会をはじめ、多くの方々の御支援と御協力をいた

だき、大分市内にさくらの杜高等支援学校を設置することができました。

別府地区においても、大分地区同様、子どもたちの教育環境の整備に取り組んでいきます。

大和教育人事課長 県教育委員会の障がい者雇 用について御報告します。

委員会資料の7ページをお開きください。

障がい者雇用率の状況ですが、令和2年度は 法定雇用率2.4%に対して2.47%と法定 雇用率を達成しました。

令和3年度の法定雇用率については、昨年度 の2.4%から2.5%に上昇しました。

今年度の採用の状況については、表にあるように、正規職員を5名、内訳は教員1名、事務4名を新たに採用しました。

また、非常勤職員については、県立学校と教育機関に計5名増員しました。

その結果、今年度の障がい者雇用率は2.6 1%となり、昨年度に引き続き、法定雇用率を 達成することができました。

今後とも、正規職員等の採用を継続して行うなど、障がい者雇用の推進に向けて取り組んでいきます。

続いて、教職員の懲戒処分について御報告します。

委員会資料の8ページをお開きください。

大分市内の県立学校に勤務する53歳男性教 論を令和3年11月11日付けで、停職6月の 処分としました。

事案の概要ですが、同教諭は令和3年5月3 0日16時30分頃、大分市内のホテルの一室 において、動画撮影機能を起動させたスマート フォンを設置し、派遣型風俗店から派遣された 女性の脱衣中の姿を盗撮し、また、過去にも、 同被害女性に対して2回の盗撮を行っていたこ とが確認されたので、教育委員会として処分を 行ったものです。

高度な倫理観を求められる教職員が、このようなあってはならない事件を起こし、深くおわび申し上げます。

今回の事案を受け、改めて全職員に対して綱 紀粛正及び服務規律の保持を徹底するとともに、 服務研修を行うよう指示しました。また、県内 の小中学校等にも市町村教育委員会を通じて、 綱紀粛正及び服務規律の保持について通知しま した。

三浦高校教育課長 大分県立佐伯鶴城高校における清掃活動中の転落事故について御報告します。

説明資料の9ページをお開きください。

事故は、令和3年12月3日8時35分、佐伯鶴城高校教室棟3階の選択教室において、朝の清掃の時間に2年生男子生徒が高さ約1メートルのロッカーの上に乗り、エアコンのフィルターを取り付ける際に転落したものです。

転落時に、後頭部を近くの椅子の背もたれ及び床に打ち付けたものとみられ、搬送先の佐伯市内の医療機関から由布市内の医療機関へドクターへリで搬送され緊急手術を行いました。

事故当日の12月3日に手術を終え、その後集 中治療室で治療を継続しています。

各学校に対しては、当日のうちに、校内における児童生徒の事故防止の徹底について通知を行い、校内の施設・整備の安全確保に万全を期するよう注意喚起しました。今後は、本件事故の発生原因の究明、再発防止策の検討を行い、学校における事故防止の徹底に努めます。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから 質疑、御意見等はありませんか。

原田委員 第三次大分県特別支援教育推進計画 についてお尋ねします。

一般質問でも聞きましたが、これから大規模 改修をしていくと言われていましたが、どこを どのようにやるか、分かっている範囲を教えて いただければと思います。

もう1点は、さきほどさくらの杜高等支援学校の話が出ましたが、新しい南石垣の移転先の羽室台高校はかなり敷地、教室等も空いているから、例えば、さくらの杜高等支援学校のように産業技術専門科を作っていくことも考えられないのかなと思いましたが、いかがでしょうか。2点お願いします。

友成特別支援教育課長 まず1点目の羽室台高

校の点ですが、高等学校を特別支援学校という 形に変えていかなければいけないので、当然い ろんな施設整備を中で行っていく必要があると 思います。

ですから、もちろん一つ一つの校舎の仕様からそういったところを改修していくことがメインになってくるかと思います。今のところ、現存校舎を改修して特別支援学校の生徒が不自由なく学習活動に使えるように整備していきたいと思っています。

それから、2点目のさくらの杜高等支援学校については、今はまだ、動き始めたばかりなので、これから3年間実績を積んで、その結果を踏まえて、今後必要があるか検討することもあるかと思います。

山上教育財務課長 大規模改修については、今の羽室台高校の利用はそうですが、別府支援学校本校、鶴見校、それから石垣原校がこれまで方針が決まっていなかったので、大規模改修の時期が少し遅れている実態があるので、早急に計画を立て、今後、それぞれの学校の改修を行っていくと。具体的にいつというのはまだ決まっていませんが、ただ、道路が狭いので、いろいろ工夫しながらやっていかないといけないと考えています。

原田委員 友成課長、ちょっと答弁が違っていて、羽室台高校に移転するときに産業技術専門 科とかもできないかという質問です。

それと、山上課長に確認ですが、今の話で言うと、羽室台高校だけでなく、今の別府支援学校本校、また鶴見校、石垣原校も大規模改修するということでいいですね。

山上教育財務課長 あくまでも長寿命化していかないといけませんから、大規模改修しないと設備的に古くなっているので、早急に取りかかりたいと思います。

友成特別支援教育課長 今回、移転した場合は、 基本的には高等部については普通科を設置する 予定にしています。ただ、現状でも職業コース を作っており、職業教育に力を入れることは、 一般就労を目指している子どもたちもいるので、 そういった教育課程についてはきちんと工夫し て取り組みたいと思います。

原田委員 よく分かりました。産業技術専門科については、さくらの杜は始まったばかりですから、これからまた新しい南石垣支援学校でも設置できるかも含め、ぜひ御検討願いたいと思います。

大規模改修ですが、羽室台高校の跡地では今まで何年間かずっと空いていたから、外構含め、いろんな近所に迷惑をかけている実態とかあるから、その都度対応していただきましたが、そこを含めて全部またお願いしたいと思います。

それから、1点だけ言っておきたいのは、石垣原校は入院している子どもたちが病院等で授業を受ける場合、医療機器に電波干渉があるんでしょうね、Wi-Fiモデルが使えないので、セルラーモデルを使って授業をしている実態があったので、そういったことを含め、例えば、病院だからLANケーブルを引けるかどうか分からないですが、そういった医療機関と連携した改修の仕方もぜひまた工夫していただきたいと要望しておきます。

猿渡委員 同じ新学校の問題ですが、まず羽室 台高校の跡地に移ることを決めるとき、いくつ かの案があったのか、跡地のメリット、デメリ ットがあるかと思いますが、その点をどのよう に議論されたのか教えてください。

私は、一つは通学の安全の問題があると思います。新学校に自分で通う生徒さんもかなりいるのじゃないかと思いますが、羽室台高校に生徒が通っているときも、県道が狭くて自転車で通う生徒とかも非常に危ない状況が見受けられました。そういう通学の安全の問題をどう解決していくのか、かなりの配慮が必要だと思います。

それともう一つ、別府支援学校が精神のいろんな障がいを持った生徒が非常に増えているということで、大変御苦労されていると思います。そのとき、精神保健福祉士とか臨床心理士とか、そういう精神の専門家が必要じゃないかと思います。今も週に何回か行っているんですかね。現状も教えていただきたいですが、やはり正規で常に別府支援学校で関わる精神の専門家が必

要ではないかと私は考えます。その点、今後ぜ ひ考えていただきたいと思いますが、どうでし ょうか。

友成特別支援教育課長 それでは、1点目の移転に際してですが、9月に設置基準が示され、運動場が3,600平方メートル必要で、まず設置基準を満たす運動場、それから十分な広さの体育館の確保、これは計画書にも示されています。そういうことはもちろんですが、今現状として、登下校の際に運動場自体が駐車場となって本当に混雑している状況があるから、運動場をきちんと確保した上で、スクールバス乗降スペースとか保護者の送迎スペース、放課後デイサービスの送迎スペース、あるいは教職員の駐車場をきちんと確保していく。そういったことで運動場ときちんとすみ分けることが必要だと考えました。

また、移転となれば、これまで以上に学校における教育活動の充実が求められるので、普通教室はもちろん、作業学習や自立活動室の十分な確保、そのような視点からも検討しました。

さらに、児童生徒の安全面の確保、利便性、 そういったいろんな面から検討した結果、羽室 台がいいのではないかという選択をしています。

もちろん、これまで委員が言われるとおり、 南石垣支援学校は非常に利便性の良い場所にあ るのは承知しています。羽室台ですから若干遠 くなります。そういった安全に登下校ができる ためには、今後どうするといいのか検討したい と思います。

それから、別府支援学校について、県内の特別支援学校に専門家の派遣ということで予算を取って専門家の指導を受けるようにしています。これについては、今後、増やしていかなければいけないのか、現状のままでいいのか、学校によって違いがあるのかを実績も踏まえて調査したいと思います。

猿渡委員 専門家を派遣しているということで すが、どのくらいの頻度で行っているのか教え てください。

友成特別支援教育課長 今のところ年間9回分の予算を取っています。

猿渡委員 年間9回ではとても足りないと思います。私は別府支援学校に常にいる専門家が必要じゃないかと思います。ぜひ今後に向けて改善が必要だと考えるのでよろしくお願いします。

あわせて、私は以前、山の手中学校跡地に移 転を希望されている声も聞いていることを申し たことがあります。山の手中学校跡地利用につ いての公聴会があって、近隣の自治会の方など が見えている場所に参加しましたが、あの場所 は戦前から学校があったと。ぜひ大きく形態を 変えないでほしいという声がかなりあって、や はり学校的なものがいいという声も多かったの で、私も個人的に山の手中学校跡地がどうかと いう思いがありました。県として何らかの形で、 例えば、温泉博物館的なものとか科学博物館が 大分県にないので、そういうものもどうかとい う声もありました。そういういろんな声が地域 の中であったので、そういうことも考えられな いのか、地域の皆さんの声を伝えておきます。 私も温泉科学博物館的なもの、利便もいいし、 駅にも近いし、そういうものができないかとい う思いも持っています。要望として伝えておき ます。

小嶋委員 何点か伺います。初めに、教職員の 懲戒処分についてです。

一つ目は、興味本位で聞くわけじゃないですが、発覚の経緯について。それから停職6月となっていますが、停職6月が明けると、また再度辞令を出すことになると思いますが、再配置は同じ学校にするのか、それとも違った形での活用にするのかが二つ目です。

それから、佐伯鶴城高校の清掃活動の転落事故ですが、以前、中津でもほぼ同様の事故があったのを記憶しています。中津だったと思いますね。高いところから落ちたことで、この子は亡くなったんじゃなかったかな。

それで、伺いたいのは、エアコンのメンテについてはフィルターの取替えをしていたんだろうと思いますが、これは子どもたちの清掃の範囲に入っているのか、そこを伺いたいと思うし、容体ですね、今、治療中ですが、命に別状はないか、分かっていれば教えてください。

大和教育人事課長 不祥事の発覚の経緯につい て説明します。

当該職員が盗撮しているところを派遣された 女性が気付き、派遣した会社の従業員を呼びま した。さらに、その従業員が警察を呼んで、警 察が現場に駆けつけ、現場で取調べを受けたと いう状況です。さらに、その後、警察署に職員 は同行し、さらに取調べを受けたという状況で す。

そして、もう1点の停職処分後の状況ですが、 今回、事案発覚後は当然ですが、学校に勤務させられないということで他の機関で研修を行っており、この処分が明けた後は、教育上の効果等も考えながら慎重に考えていきたいと思います。

三浦高校教育課長 平成26年2月5日に中津 南高校で生徒が清掃中に4階から転落した事故 が当時あり、そのときは生徒は亡くなったとい う事案です。

それから、エアコンのメンテナンスですが、 各学校で清掃活動の中で清掃している学校もあるので、一律にどうしなきゃいけないという規 定はありません。生徒の清掃活動を指導する中 で今回の事故は起こったことですが、各学校で 学校長がその活動の中に取り入れるか判断して います。

それから、生徒の状況ですが、3日に手術が 無事終了しました。ただ、その後、しばらく時間を置かないとまだよく分からない部分がある ので、現在、そのまま治療を継続しており、それ以上でもそれ以下でもないため、しばらく様子を見るという状況になっています。

岡本教育長 補足します。命に別状はありません。

小嶋委員 懲戒処分については分かりました。 教育上、非常にあるまじき姿勢の教員であり、 その事実は社会的に多分消えないと思うので、 再活用については、十分検討して再任命してい ただきたいと思います。

それから、学校の転落事故については、もう この機会に、こうして10年以内に2回、今回 は亡くなっていないし、回復を祈るばかりです が、やはり高校生が命を落とすような高所作業は、学校長と話をして統一的に禁止するか、クーラーのメンテナンスなどについては高いところにあるから、専門家に任せるのが私は正しい選択じゃないかと思います。また同じことが恐らく出てくるのじゃないかと。

ただ、学校によっていろいろあるとすれば、 そこは何らかの形でガイドラインを作り、脚立 か何かをきちっとした上で万全の体制を取るの であれば、それはそれで高校生ともなれば、そ ういう技術等もあるでしょうから、それをいか す意味ではそういう格好にするのが正しい選択 じゃないかと思うので、ここは要望しておきま す。

猿渡委員 懲戒処分についてですが、わいせつな行為をした教員が6か月後に学校現場に戻るのはよくないと思います。生活や更生の権利もありますが、やはりそれよりも子どもたちの尊厳とか権利とか発達を守ることを優先しなければならないと思います。また、わいせつ行為をする者は再犯の可能性、再犯率が高いとも言われているし、やはり犯罪を誘発する環境に置くべきではないと思います。その点、ぜひ本人の生活は別の形で、子どもに関わらない場所で保障することが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

大和教育人事課長 当該職員の処分明けの配置 については、慎重に検討したいと考えています。 そして、当該職員は聴取を行う中で、これまで 職場で行ってきた研修については十分認識して いたが、自分のこととして捉えられていなかっ たという言葉もありました。

再発防止ですが、職員一人一人に不祥事を起こした場合、どのような問題・影響が生じるのかを自分のこととして考えさせ、どういう影響があるかをしっかり想像させることが重要だと思っているので、今回改めて各学校長に対してそのような研修を行うよう指示しました。

麻生委員 報告①の特別支援教育推進計画についてですが、場所や環境を見直していく部分は、しっかりやっていく必要があると認識していますが、この際、やはり今ある制度の中で、もう

一度じっくり見直しておく必要があることを痛 感しました。

例えば、学校医、あるいは学校薬剤師や学校 歯科医の役割と教職員とか、さきほど来、話も 出ている専門家との連携のありようが一般の学 校より、そういった学校、今申したような位置 付けの方は役割がもっと重いと思います。報酬 も生徒数によって決められているのか、その辺 の状況、一般学校との比較という部分を含め、 どうなっているかをちょっと確認させてくださ い。

それとあわせて、病弱児童や生徒が大変多いですから、その中で、さきほど話の出ている、子どもたちのそれぞれの主治医と学校医の関係性とか情報共有、学校現場の先生方との情報共有がどのような形で明文化されているかという部分についても説明をお願いします。

友成特別支援教育課長 麻生委員が御指摘のと おり、医療連携は非常に重要なことと認識して います。

特に学校医でない主治医がいる生徒については、場合によってはケース会議等を持ちながら、子どもの支援の仕方を検討していったりしているところもあり、特に医療的ケアのいる子どももいるので、そういったことで十分連携し、子どもが安全にやっていけるように決めていかなければいけないと思います。

御指摘のとおり、主治医と学校医との連携はまだまだこれから取り組んでいかなければいけないことだと思っているので、今後、いろんな再編整備をやっていく中で、ついつい設備とか施設のことに目を向けがちですが、そういったところも御意見いただいたように、十分踏まえながら、より良い環境づくりを進めていければと思っています。

大和教育人事課長 特別支援学校に勤務する職員の手当について御説明します。

特殊勤務手当として、特別支援学校に勤務する教育職員以外の職員が、児童又は生徒の介護業務に従事したときには、日額250円が支給されます。

麻生委員 一般の学校と特別支援学校の学校医

とか学校薬剤師とか、特別職の報酬があるじゃ ないですか、それは一緒なの。

一般の学校も特別支援学校の学校医とか学校 薬剤師、あるいは学校歯科医も、現状は多分一 緒だと思いますが、ただ、実態は専任とかいろ んな部分でどうあるべきか、あるいは余りそこ まで言うと、なり手がいなくなるという現実も ありますが、教職員と、そういった方々が情報 を認識して意識レベルをもっと高めておく必要 があると思います。

あわせて、個々の主治医との連携をしっかり やっていかないから死亡事故が起こったり、い ろんなことも起こっています。その反省に基づ き、これまで具体的な改善の明文化とか、ある いは推進計画の中に盛り込んできているものだ と認識していたので、あえて聞いたような次第 で、現実としてそこまでいっていないことが分 かったので、これは重く受け止め、改善を求め ておきます。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

平岩委員外議員 さくらの杜高等支援学校校舎 の養生シートが撤去され、その中に桜のマーク がきれいに浮かび上がって、私は毎朝それを見ながら、この世知辛い世の中で一筋の光が見えるような気持ちになってきており、本当に期待しています。

さきほど猿渡委員が言われた南石垣支援学校 移転のことですが、私は羽室台高校の跡地とい うのが新聞で出たとき、正直本当に遠いと思っ たんですね。今、自力で通学している子どもた ちがまた厳しくなるかなと思ったりしたので、 本当に私も山の手中学校跡地を使えばいいのに と思いました。ただ、山の手は市の管轄で、羽 室台は県の管轄で、そこが難しかったのかなと 思いますが、もう少し近ければよかったなと思 いました。それは思いです。

1点聞きたいのですが、さきほど鶴城高校の 2年生の転落の事故で、命に別状はないと聞い てほっとしていますが、意識は今あるのか、こ ちらのことが分かるのか、その辺も全然分から ないですか。

三浦高校教育課長 手術の後生徒には、実際に接触できない状況で、完全看護の中で今治療が行われていると。保護者の面会もままならない状況が続いているので、意識レベルがどのくらいあるのかとかないのかとか、その辺の詳細についてはまだ把握できていない状況です。

平岩委員外議員 ありがとうございました。私 も学校に勤めているとき、クラスの子どもが事 故に遭って、ICUに入り、本当に生きるか死 ぬかということを経験しましたが、そのときに 耳は聞こえているから、とにかく耳から音を入 れようと思って、看護師さんに頼んで、クラス の子どもの声とか音楽とかいっぱい枕元で聞か せました。それがよかったのか分からないです が、何か月か後には意識が戻り、高次脳機能障 害は残りましたが、今元気にしています。

私はそういう事故が起きたときに、いつもそこの学校に電話して、耳からとにかく情報を入れてくださいと。舞鶴高校で通学の途中に事故に遭った少女とか、湯布院で横断中に車にはねられた人とか、別府の北中で転落した子どもとか、みんなそうやってお知らせし、校長先生たちがそうやってみますと言ってやったら、本当にみんな元気になっているので、もし機会があったら、耳から情報を、とにかく好きなことを、音楽を入れてあげるのも一つの方法かなと思うので、ここで言わせていただきました。お願いします。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 ほかに御質疑等もないので、以上 で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

小嶋委員 三浦高校教育課長にお願いですが、 今朝、私が交通安全指導で出ていたら、高校2 年生かな、1年生か、自転車通学の子が左折し ようとした車とぶつかり、大きくバウンドして 落ちて、救急車は呼びましたが命に別状はない し、意識もありました。ただ、救急車の中でい ろいろして、運ばれたかは確認せずに私は帰っ

たんですが、幸いヘルメットはしていたので、 ああ良かったなと思いましたが、毎日見ている と、ヘルメットをしていない子が幾人かいます。 それとヘルメットの顎ひもの締めが弱い子がい ます。今日の子はしっかり締めていたけど今日 のような事故だったら、そのヘルメットは多分 飛ぶと思います。ここは年末にかけ、あるいは 年明け、学年の最終期に入っていくにあたり、 交通事情の状況に鑑み、高校生に注意していた だくことを、お触れを回していただくという言 い方がいいか分かりませんが、そこはぜひ実施 いただきたいということと、高校生の信号無視 が結構多いです。右から車が来ようと、自分の 前の信号は赤だけど、そのまま左折をしていっ て、車とぶつかりそうになる子が、結構見当た ります。私が見るところは上野丘高校とか東明 高校とか、比較的南側、西側にある学校で、舞 鶴高校とか鶴崎工業高校とか、あっちの方は分 かりませんが、多分大分市内で、高校生が交通 混雑の中で行き来しているときは危険な状態が それぞれあると思うので、交通安全週間も始ま ったので、ぜひここは改めて高校生に、せめて 信号の見方とか、赤信号のときはきちっと止ま るという基本的なところを再教育していただき たい。委員会の中で警察の皆さんにもそういう ことをお願いはしていますが、ここは高校生の 命を守るということ、いろいろ事故もあってい るので、ぜひ御留意をお願いし、出せるものな らお触れを出していただきたいと思います。ど うぞよろしくお願いします。

簔田学校安全・安心支援課長 ありがとうございます。自転車の交通安全で、ヘルメットについては義務化しましたが、一部で未着用が見られるということで、小嶋委員も御指摘の顎ひもについても、私ども実態調査をし、その結果を通知しました。

あと、信号無視とか、並進とか、スマホとか、 県警から、いわゆるイエローカードを出した件 数とかを学校別にもらっており、その都度注意 喚起を学校にはしていますが、まだまだそうい う実態があるので、委員の御指摘を受け、また しっかり対応していきたいと思っています。 **猿渡委員** さきほどの特別支援学校の話と関連しますが、一つは、特別支援学級の問題で、小学校のときに特別支援学級に通っていたが、中学に進級するときに進学先の学校に特別支援学級がないと、ほかの遠くの学校に行ったり、普通のクラスで過ごしたりせざるを得ない状況があるということで、不登校になってしまった子どももいると聞いています。ですから、できるだけ進学する際に特別支援学級が必要な場合は、特別支援学級に通えるようにしなければならないと思いますが、その点どうでしょうかというのが1点です。

もう1点が、食事の摂食指導の手引を死亡事故の後、大分県は作っていますが、これは9ページの内容で、ホッチキスで止まるぐらいです。茨城県のものを私、インターネットで取りましたが、88ページあり、非常に充実しています。大分県のは、その子その子に応じてのことは専門家に相談してくださいと書いていますが、茨城県のは、こういう子どもにはこういう姿勢で食べさせたらいい、椅子とかクッションチェアとか、用具とか、いろんなものがあるから、こういう場合にはこういうものを使いましょうということが非常に具体的に載っています。

大分県の手引では、専門家に相談してくださいだったら手引はいらないんじゃないのと思うぐらいの内容です。だから、この茨城県のものに学んで、具体的にさらに充実し改訂していかしていくようにしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

大和教育人事課長 特別支援学級の学級編制基準ですが、国の標準法で、小中学校ともに8人と規定されており、本県の基準も同様です。本県においては、進学先の中学校に特別支援学級が設置されていない場合とか、近隣に特別支援学級を設置する学校がない場合などは、1人であっても新設を認めている状況もあります。

県の学級編制基準の行き先には国の配分定数 の充実が不可欠なので、これまでも国に対して 要望しており、引き続き全国都道府県教育長協 議会を通じて要望していきたいと考えています。 友成特別支援教育課長 摂食指導の手引につい ては、今年度、再度摂食指導の手引検討委員会を設置して改訂版を今作っている途中です。今年度末の改定を目指し、今、各学校でいろんな取組を行っているので、そういった事例も入れていったり、さらに具体化を図るという視点で作っている最中で、全力をあげて今やっています。

猿渡委員 特別支援学級のこと、今も1人でも 新設を認めていると言われたし、これまでもそ ういう答弁があったと思いますが、現実に、例 えば3人いても、今度上がる中学に特別支援学 級がないから、ほかの学校に行かなきゃいけな いということが起こっていると聞いているので、 やはり友達関係も変わってしまったりするし、 地域の学校に通えるよう、しっかり特別支援学 級を新設いただくよう重ねて求めます。

それと、摂食の手引の改定の作業を今進めて いるということで、ありがとうございます。

その検討委員会には専門家が入っていますか。 **友成特別支援教育課長** もちろん摂食の専門家 も入っており、学識経験者、大学の教授も入れ て進めています。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかにないようですので、これを もって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

執行部が入れ替わるので、10分休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

鴛海委員長 これより、警察本部関係の審査を 行います。

本日は、委員外議員として守永議員、平岩議員に出席いただいています。

まず、総務企画委員会から合い議のあった議 案について審査を行います。

それでは、第106号議案大分県使用料及び 手数料条例の一部改正について執行部の説明を 求めます。

松田警察本部長 警察本部長の松田です。初め に、私から一言御挨拶申し上げます。

令和3年も残すところ、あと僅かとなりまし

た。文教警察委員の皆さまには、今年1年大変 お世話になりました。本年も新型コロナウイル ス感染症の拡大により、非常に厳しい中での職 務執行でしたが、日本一安全な大分を実現する ため、職員一丸となって諸活動を推進しました。 来年には、第45回全国育樹祭の開催も決定し ており、県警察としては、警備諸対策等に万全 を期す所存です。

鴛海委員長をはじめ、委員の皆さまにおかれては、引き続き県警察への御支援を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日の委員会では、合い議案件1件、付託案件1件、付託案件1件、付託外案件2件について御審査いただき、その後、諸般の報告として、令和4年大分県警察年頭視閲式の開催、運転免許試験場における試験日程の変更、この2件について、担当部長から説明させていただくので、どうぞよろしくお願いします。

芦刈生活安全部長 第106号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正についてのうち、警察に関係する箇所を御説明します。

お手元の資料の1ページ、銃砲刀剣類所持等 取締法の一部改正に伴う手数料の新設等につい てを御覧ください。

今回の改正は、銃砲刀剣類関係事務手数料についてです。近年、クロスボウを使用した凶悪事件が相次いで発生したことを受け、銃砲や刀剣類に加え、クロスボウについても規制する必要が生じたことから、銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、クロスボウの所持が許可制になりました。これを受け、資料左側の中ほどにある1のクロスボウ関係事務に係る手数料のとおり、クロスボウの所持許可等に係る手数料を設定します。

主な項目としては、クロスボウを所持する際に必要となる所持許可申請、最初の申請以降3年ごとに行う更新申請、そして所持許可申請の際に必須の講習などの手数料について、国の標準政令と同額にて設定します。

また、これに伴い資料右側の中ほどにある2 の猟銃又は空気銃関係手続に係る手数料につい ても、標準政令において、クロスボウ所持許可 等に係る手数料と同額とされていることから、 標準政令と同額とする改正を行います。

これまで本県は、有害鳥獣駆除要員確保の観点から、標準政令よりも低く手数料を設定していましたが、今回の改正により、単価の整合を図る必要があることから、増額改定します。

ただし、知事部局において、有害鳥獣による 農業被害の拡大防止に引き続き取り組むため、 有害鳥獣駆除等の所持目的に限り、所持許可申 請手数料等を3年間、従前の額とする経過措置 を設けます。

施行日は、改正銃刀法の施行の日となる令和 4年3月15日です。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから 質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 別に御質疑もないようですので、 これより採決します。

本案のうち、本委員会関係部分については、 原案のとおり可決すべきものと、総務企画委員 会に回答することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議がないので、本案のうち、 本委員会関係部分については原案のとおり可決 すべきものと、総務企画委員会に回答すること に決定しました。

以上で合い議案件の審査を終わります。

次に、付託案件の審査を行います。第115 号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例等 の一部改正についてですが、本案については、 土木建築委員会に合い議していることを申し添 えます。

それでは、執行部の説明を求めます。

森實警務部長 議案書の22ページをお開きく ださい。

第115号議案警察署の名称、位置及び管轄 区域条例等の一部改正について御説明します。 県下15警察署の管轄区域については、警察署 の名称、位置及び管轄区域条例において、警察 署ごとに管轄する市町村名を規定しており、大 分市内を管轄する大分中央、大分東、大分南の 3警察署については管轄する町名や大字名等ま で規定しています。

今回の改正は、大分市が新たな町名を施行することに伴い行うものであり、大分市大字勢家や大字光吉等の各区域の一部が、それぞれ大分市新川西1丁目や、ふじが丘北1丁目などとして画されることから、大分中央警察署及び大分南警察署の管轄区域の名称を一部改正するものです。

なお、改正による各警察署の管轄区域自体の 変更はありません。

また、新たな町名が施行される区域内にある 県営城南住宅についても、位置の表示が変更さ れることから、県の土木建築部が所管する大分 県県営住宅等の設置及び管理に関する条例の改 正も行うこととしています。

これについては、土木建築部が常任委員会の 場で御説明の上、議案を御審議いただくことと なっています。

改正にかかる具体的な区域等については、資料の2ページ警察署の管轄区域の改正及び県営住宅の位置表示の変更についてを御覧ください。 改正条例の施行期日は、町名変更の実施日である令和4年1月8日です。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから 質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、これより採決します。

なお、本案について土木建築委員会の回答は、 原案のとおり可決すべきとのことであります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議がないので、本案は、原案

のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託案件の審査を終わります。

次に、付託外案件の審査に入ります。今回は、 陳情が2件です。一括して、執行部の意見を求 めます。

芦刈生活安全部長 それでは、陳情33テクノロジー犯罪への理解と法整備及び被害者救済について、陳情34嫌がらせ犯罪への理解と法整備及び被害者救済について一括して説明します。お手元の陳情文書表の1ページから4ページを御覧ください。

まず、テクノロジー犯罪についてですが、明確な法文上の定義はなく、陳情趣旨には、特定個人に対し見えない媒体を用いて遠隔から攻撃する犯罪と記載していますが、警察が認知した各種事案に対しては、法と証拠に基づき、適切に対処することとしています。

次に、嫌がらせ犯罪についてですが、大分県 迷惑行為防止条例をはじめ、各種法令を駆使し て、嫌がらせ行為に対する取締活動を行ってい ます。県警察は、日本一安全な大分の実現に向 けて、県警の総力をあげて各種施策に取り組ん でおり、今後も、県民の立場に立って、犯罪被 害の防止及び被害者支援に努めていきます。

県警察としては、この2件の陳情に対する意 見は、特段ありません。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これらの陳情について、委員の皆さまから質疑、御意見等はありませんか。

麻生委員 テクノロジー犯罪とか嫌がらせ犯罪 の認知状況と言うか、大分県の実情はどうなっ ているのか、あるいは傾向とかあれば。最近、何かテクノロジー犯罪についても、大分県警な んか頑張って検挙していた記憶がありますが、 ちょっと自慢してもいいのじゃないかと思って。 芦刈生活安全部長 テクノロジー犯罪、さきほ ど説明しましたが、法務省の規定は特にないです。サイバーの事件とか、そういうものについてはサイバー犯罪対策課で対応し、事件をしっかり検挙している状況です。

それから、嫌がらせ犯罪は、迷惑防止条例とか、そういうものになりますが、それについて

は、今年になって4件検挙しています。

麻生委員 テクノロジー犯罪と特殊詐欺という 境界線はないですか。その辺の違いが分からな いから、ちょっと教えてください。

芦刈生活安全部長 テクノロジー犯罪自体が、 さきほども言いましたが、法務省の規定がない です。特殊詐欺については、媒体として携帯電 話の内容とかパソコンの中にウイルスを仕込ん でとかいろいろありますが、その二つのすみ分 けについては、テクノロジー犯罪自体がはっき りしていない。サイバーと言うか、電子機器を 使っていろんな攻撃をしたりというのがサイバ ーになりますが、振り込め詐欺は、だます行為 としてそういう機器を利用するといった形にす み分けできるかと思っています。

原田委員 聞いていてますます分からなくなりましたが、簡単には、この人の言っているテクノロジー犯罪は、よく分からないことを言っているというイメージなのかと思いましたが、この人って、もしかしたら全国的に同じような陳情を出しているのかなと思いましたが、いかがですか。

芦刈生活安全部長 各県に対して同様の陳情を 出していることは承知しています。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があるのでこれを許します。①と②について、一括して報告を求めます。

森實警務部長 令和4年大分県警察年頭視閲式 の開催について御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

開催日時は、令和4年1月22日土曜日午後 2時から午後4時までです。

式典自体は午後3時に終了予定で、式典終了 後、県民との交流の場として、希望される方に は、警察車両等との記念撮影会を計画していま す。場所は、大分市松岡にある大分県運転免許 センターに隣接する交通機動隊の訓練場で行い ます。

例年、大分市萩原にある平和市民公園で実施 していましたが、前年度はコロナの影響があり、 警察学校において無観客で開催しました。

今年度は、現時点ではコロナの情勢も落ち着いているので、人数制限を行った上で観客を入れて開催する予定です。一般観覧については、来年度の採用予定者などを含めて約350名を予定しており、県警ホームページやラジオ・新聞等で広報の上、往復ハガキによる申込みをいただき、募集しています。

なお、応募者数が多い場合は、抽選させてい ただきます。

部隊編成については、前年度と同程度ですが、 新たに警察学校の初任科生を主とした女性部隊 を編成します。また、パトカーや白バイのほか、 災害対策用車両・爆発物処理車など特殊車両の 車両部隊も参加します。御来賓には、大分県議 会文教警察委員会の委員長をはじめ、委員の皆 さまの御出席をお願いする予定なので、よろし くお願いします。

式次第は資料の4のとおりですが、(9)の 展示訓練については、管区機動隊による治安警 備訓練と交通機動隊による白バイ走行訓練を計 画しています。

管区機動隊は、統率力と機動力に優れ、混乱 した現場を早期に収束させる治安警備活動を行 う部隊です。また、白バイ走行訓練は、今年の 全国白バイ競技会において、第2位となった白 バイ隊員らによる高い運転技術をいかした走行 訓練を披露します。なお、荒天の場合は中止と します。

また、コロナ対策に万全を期して開催します が、感染症の情勢等により、変更・中止する場 合もあるので、御了承ください。

三浦交通部長 運転免許試験場における試験日程の変更について報告します。

現在、ほぼ毎日実施している免許試験ですが、 受験者数の減少等試験環境の変化に伴い、試験 日程を変更し、免許行政サービスの向上を図る ものです。

お配りしてる資料の4ページ運転免許試験日 程の一覧を御覧ください。

まずは学科試験について御説明します。少子化に伴い、運転免許試験場での学科受験者数は、平成23年から令和元年の8年間で、約4千名、22%減少しています。3月などの繁忙期には、1日に数百名が受験することもありますが、年間の大半はコロナで半数にした定員128名の試験室で40名程度が受験している状況です。同じ試験会場で実施する限り、受験者が40名でも100名でも職員の業務負担には大差がないことから、これまで月曜日から金曜日までの週5回実施していた学科試験を、木曜日を除く週4回に変更し、1回の受験者数を増やすことで業務の合理化を推進していきます。

その効果としては、予約待ち期間が1か月以上に及んでいる外国免許から日本免許への切替業務や、これまで課題であった学科試験問題の精査をするための時間の確保に充てていく予定です。

なお、3月などの繁忙期には、これまでと同じく週5回の学科試験を実施していく予定です。 次に、技能試験について御説明します。運転免許試験場で行う、直接受験者の仮免や本免について、普通免許は年間に合計2千名程度が受験しますが、それ以外の免許種別については、年間数名と、極めて少数であるにもかかわらず、ほぼ毎日、技能試験を行っており、そのため常に技能試験官を待機させなければなりませんでした。

そこで、受験者の多い普通免許の仮免試験は 週4回、本免試験は週3回試験を実施し、その 他の試験については免許種別ごとに曜日の指定 と予約制を導入することで効率的な試験を推進 していきます。

その効果として、農業大学校で行う農耕限定の大型特殊免許やけん引免許、自衛隊で行うカタピラ限定の出張試験が円滑に行えるようになるとともに、適正な試験には欠かせない試験コースや試験車の整備時間を確保することができるようになります。

加えて、部内的ではありますが、技能試験官 の育成にも効果が期待されます。

今回の試験日程の導入を検討するにあたって、 既に制度を導入している15県警と沖縄を除く 九州6県警の合わせて21県警の実情を調査し ましたが、いずれの県警も曜日指定に問題ない とのことでした。

また、今回の変更で最も影響のある県内自動車教習所等からの意見聴取を実施しましたが、各自動車教習所、指定自動車教習所協会及び免許事務委託を行っている交通安全協会においても、このたびの日程変更について同意を得ています。さらに、免許センターに試験を受けに来た受験者546名に対して無記名アンケートを実施した結果でも、97%の受験者が試験日程の変更に問題ないと回答するなど、受験者からも一定の理解を得たものと考えています。

今回の変更は、令和4年1月4日火曜日から 実施する予定です。

現在、県警ホームページ等で県民への周知を 行うとともに、各自動車教習所等へも周知を行っています。

鴛海委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆さまから 質疑、御意見等はありませんか。

[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 別に御質疑等もないので、以上で 諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

猿渡委員 横断歩道とか停止線とかが薄くなっていて、要望しながら改善していただいていますが、先日ある方から、もう1年ぐらい前にここの停止線を自治会を通してお願いしているはずだけど、まだ改善されていないと言われ、別府警察署に行きました。

それで、自治会から要望が出ています。今、 その準備、段取りをしているところですという 話でしたが、それをまた言われた方にお返事し ました。ええっ、もう1年ぐらいたっているけ どとおっしゃって、その方の感覚で1年とおっしゃっているのかもしれませんが、要望してからかなり時間がかかると、市民的にはそういう感覚ですよね。なので、なるべく早く要望に応えられるようにしていただきたいと思いますが、安全に関わる問題なので、その点どうでしょうか。

三浦交通部長 標識、標示、信号機に関しては、 自治会長からの要望で、一応ルールがあり、市 町村等に上がって、警察署に直接来られても結 構ですが、当然その要望を吸い上げ、優先順位 を決めます。

ちなみに、もう喫緊にしなければいけない、 横断歩道が90%消えているという話をすれば、 直接即対応していくことになりますが、御案内 のとおり、4年ほど前ですか、おもてなし予算 2億数千万円で、ワールドカップを見据えて、 付近の消えかかっている横断歩道を引いてきま したが、今年からは思いやり予算ということで、 年間8千万円ほどいただいており、そのうちの 6千万円を横断歩道に充てています。年間、通 常予算の4千万円で1,800本ほど引くこと ができるので、7年で更新していけば回る状況 に今あるので、委員がおっしゃるところがどこ か、要望してからどのくらいたっているかちょ っと分からないですが、何かの形で遅れている 可能性もあるし、そうでなければ、もう間もな くとは思いますが、そういう形で迷惑がかから ないよう、安全な横断歩道を引いていっている 状況です。

猿渡委員 よろしくお願いします。

吉村副委員長 いろんな取締りをしてくれという声もかかると思います。逆に取り締まるなという声もあると思いますが、道路の信号無視とかにおいて、取締りがしにくい場所も当然あると思います。どこに車を止めさせるんだとかいう部分で、この路線では取締りそのものがしにくいという声も交番から伺ったことがありますが、中には小学生、中学生、高校生等の通学路において信号無視が多いという話も伺っています。

実際に私もよく目にする路線ですが、そうい

った部分での対応を交番だけでは難しい場合は、 ぜひとも本庁でも協力して、白バイ等を使いな がらやっていただいた方がいいのかなと、大き な事故が起こる前にそういった取締りはしっか り行っていただいた方がいいのかなと思ってい るので、これは意見として受け止めていただけ れば大丈夫です。

1点お伺いしたいのが、実は昨日、ある中学校の近辺を、パトカーが多分違反車両を追い掛けているのだと思いますが、相当追いかけていました。ちょうど登下校中だったもので、恐らくいろいろ適切にやっているとは思いますが、中学生とかが登下校中、その真横をパトカーと違反車両が逃げている様子があったので、これは果たして大丈夫なのか、ちょっと考えを伺えればと思います。

三浦交通部長 違反車両の追尾追走のときは、 当然通信司令室に違反車両を今から追尾という ことで、本部も通信司令室も一緒になって安全 を確認し、絶対事故を起こさない体制を取って やっています。

ただ、今、委員が言われた学生の通学路のすぐ横をというのは、私もその責任者として、指導徹底しなければいけないと思います。一応そういう体制を取っているので、パトカー、白バイが緊急走行するときも、通信司令室から一呼吸置いてと、そういう無線も入れ、安全を確認して職務執行させるようにしています。

吉村副委員長 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

やはり興味のある年代なので、その音を聞いた瞬間に関係ない生徒まで走っていくと、追いかけるという状況もあり、これは本当にパトカーが気を付けていても、違反車両がちょっと運転をミスすれば、大ごとだという感じも非常に受けたので、そういった場所によってという部分もあるかもしれませんが、十分注意していただいている上で、また重ねてお願いできればと思います。ぜひよろしくお願いします。

平岩委員外議員 今朝、テレビをつけていたら、 札幌のモール街のある店で男性が暴れ、商品を 全部投げ捨てて、警備員が駆けつけて、さすま たで押さえましたが、なかなからちが明かなく て、10分後に警察が来て逮捕されたという件 が出ていました。

最近、とても想像できない凶悪な事件が起きて、列車の中で人を刺して、火をつけてというようなこと、なぜと本当につらくなりますが、大分でそういうことは起きていないけど、こういうことが起きている時代を、とても難しいことですが、どう捉えておられるか。

それと、そういうことが起きたときにどう対処するのか。県警察が逮捕しました、今取調べをしています、本人が否認しているとか認めているとか、いろいろですが、その後の情報は裁判でも傍聴しない限り、なぜそんなことが起こったのかは私たち全然知る由がないです。今これだけ世の中がこんな事件が多くなって、それをまねてやろうみたいな、よくない人も出てきている状況で、本当に恐ろしいなと思うから、今の現状をどう捉えておられるか、もし考えがあったらお聞きします。

芦刈生活安全部長 事件の発生時の初動的な対応は、さきほどあったようにパトカーがまず現場に行き、その現場の犯人を取り押さえる。今、議員が言われたように、最近は想像もできない犯罪が確かに起こっています。

今日のショッピングモールの話ですが、朝方とか、そういうときに近くに交番がある、警察署があり、現場が近ければ、極力すぐ行って逮捕できる状況でしょうが、なかなかそれが難しい。10分といえば、現場に行く時間としては非常に早かったのではないかなと。ショッピングモールなどは警備会社等が許可業務を持っています。やはり警備会社もいろんなところと連携を取っていて、ちゃんと手配をして、警棒等の武器を持っているので、一時的にはそこで対応はする。ただし、警察官のように逮捕権はなく、現行犯逮捕しかないので、そういうところで日頃、警察官は当然こういう事案があるということで緊張感を持って勤務しています。いつ何があってもすぐ現場に行って被疑者を捕まえて

もう一つは、被害者が出ないようにというこ

とで、そういう配慮をしながら被疑者の検挙に 向かう訓練をしています。

それから、列車の関係ですが、京王線とか小田急、それから九州新幹線でもありましたが、ああいう事例があっています。国土交通省からも鉄道各社にいろんな指示が出ていますが、大分県は今年はJRの各駅と連携しながら、こういったことが起きたときの対応について、鉄道警察隊が、実際に付近のパトカーも含め、訓練を行っています。JR大分駅、それから今月は中津と別府で、こういった事案の発生に伴う訓練をやって、こういうことが起きたときにどう対応するか、しっかり訓練し、それに対応していこうと思っています。

ただ、議員がおっしゃるとおり、どういうことが起こるか分からないので、世の中の情勢を見ながら、しっかり対処していく必要があると思います。

加えて、マスコミ報道を見て、それをまねるというのは、今までも過去にたくさんあった案件なので、もしそういうのが発生した場合には、類似的なものが起こることも予測しながら勤務していく必要があるかと思っています。

松田警察本部長 今の生活安全部長の答えに付け加え、こういういろんな事件が起きるのをどう考えるのか、非常に難しい話ですが、全体的な刑法犯の認知件数、社会的な情勢ということで申しますと、大分県は1年遅れて平成15年ですが、実は全国的に見て、平成14年をピークに刑法犯の認知件数はずっと下がってきており、総体的に治安はすごくよくなっていると言えます。大分県でいえば、ピーク時の平成15年に比べ、去年は約5分の1に刑法犯は減っている。ただ、議員がおっしゃるとおり、やはり社会的な注目を集める事件が一つ起きると、我々は体感治安と呼んでいますが、安全と安心の面の安心の面が脅かされることがあります。

大きな事件があると、そういった不安を持つ 方が多くなるということです。それについては、 やはり警察としては、一つはきちっと検挙する ことですが、もう一つは、きちっとその事件に ついての情報発信をしていくこと。 もちろん、プライバシーや公判が控えていたり、捜査上の秘密があるので言えないこともありますが、それでもやはり安心のために必要な情報発信をしていくこと。

また、これも警察のみならず、そういった事件を通じて得られた、御指摘の事件が起きた、社会的な背景がもしあるのであれば、例えば、インターネットを利用した、さきほど出たような犯罪であれば、インターネットについてどう考えるか。

例えば、子どもが被害に遭うものであれば、 児童虐待についてどう考えるのかとか、事件を 通じてそういった社会全体、制度全体として取 り組んでいくことが得られることがあれば、き ちっとその辺は関係機関とも共有して還元し、 対策をしていくことが大事ではないかと考えま す。

猿渡委員 私、先日、性被害に遭った当事者、 経験者の話を伺う機会があり、とても勉強になりました。その方の場合は、40年くらい前、 子どものときの話で、当時よりも随分警察の対応やマスコミの対応も大きく変わってきていると思いますが、そういう性犯罪やDV問題に対しての研修はどのような形で行っているでしょうか。当事者や専門家の話を聞くとか、いろんな形でされているかと思いますが、研修について教えてください。

板井刑事部長 今、委員から御指摘のあった性 犯罪被害の関係ですが、殺人とか強盗とかと並 んで、強制性交罪、いわゆる強姦罪は、非常に 刑法的にも重たく、重要犯罪と捉え、正に捜査 に重点を置くのが総論です。その中で、現在、 女性警察官も定員の1割を占めるようになって います。各警察署、捜査一課等で性犯罪捜査員 を指定し、産婦人科の先生、警察庁とか、経験 を有する者による女性警察官等の研修を、当然 警察署に配置されても、専科教養といって、警 察学校に女性警察官を集めて定期的に教養をし、 実践的な教養も行っています。

その中で、先般、すみません、発出期日は忘れましたが、警察庁自体も全国的に非常に力を

入れ、指示が下りてきており、性犯罪の被害届の即時受理ということ。それから、もちろん臨床心理士、公認心理師等を含めてですが、たらい回しという表現がいいか分かりませんが、警察で聞く、病院で聞く、検察庁で聞くような、同じことを何回も聞けば、やはり被害に遭われた女性はPTSDも含め、非常に精神的なダメージを被るので、2点目としては2次被害の防止。

それと3点目が、今、大分とかであれば、すみれですかね、いろんなNPO法人とか、団体があります。こういうところにも協力を要請し、対応していくということで、これは多分と言ったら失礼ですが、警察のみならず、警察の事件を受けた検察庁も全て、今そういう性犯罪に対する教養、対応を取れるようになっていると思います。

鴛海委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

鴛海委員長 ほかにないようですので、これを もって、警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

委員の皆さまは、この後協議を行うので、こ のまま御着席願います。

[委員外議員、警察本部退室]

鴛海委員長 これより、内部協議を行います。 閉会中の所管事務調査の件について、お諮り します。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

鴛海委員長 御異議がないので、所定の手続を 取ることにします。

次に、県内所管事務調査についてです。行程 表は先日通知しましたが、お手元に配付のとお りです。別行動となる場合は、この場で申出願 います。

[協議]

鴛海委員長 今後、調整が必要な場合は、私に

一任いただきたいと思います。この際、ほかに何かありませんか。[「なし」と言う者あり]

鴛海委員長 別にないようですので、これをもって委員会を終わります。

お疲れさまでした。